

1. 変更届について

- ・届出の期限は変更日から10日以内となっていますが、できるだけ事前に届け出てください。
- ・なお、「通院等乗降介助」、「特定事業所加算」及び「福祉・介護職員等処遇改善加算」の増額となる変更については、毎月15日までに届出があった場合は翌月1日から、それ以降翌月15日までに届出があった場合は、翌々月1日からの変更となります。

ただし、「福祉・介護職員等処遇改善加算」の算定を新たに開始する場合は、前々月の末日までに届出が必要となります。

(注1) 現在、事業中の事業所で、法人を変更して(別法人)事業を継続する場合は、変更届ではなく新規申請の扱いとなり、新法人は事前協議からの手続きが必要となります。

また、事業中の法人は、廃止する日の1ヶ月前までに廃止届を提出する必要があります。

(注2) 届出は、原則として郵送で受け付けております。

広域福祉課窓口までご持参される場合は、事前に電話等でご連絡ください。

なお、届出の内容によっては、ご来庁をお願いすることがありますので、ご了承ください。

■提出書類

(1) 変更届(別紙様式第2号)

(2) 変更届連絡票

※受付票の返送を希望される場合は返信用封筒(110円切手を貼付し返送先を明記したもの)を同封してください。

(3) 上記以外の添付書類: 下記1~10の変更する事項ごとに異なります。

「変更届(別紙様式第2号)」「変更届連絡票」「付表1」「福祉・介護職員等処遇改善加算関係様式」は広域福祉課のホームページから、それ以外の必要な様式等は大阪府ホームページからダウンロードしてご使用ください。各様式の記載例を参考に、記入漏れや記入誤りのないようにしてください。

変更届提出書類一覧

変更する事項		添付書類	留意点
1	事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表1) ・運営規程 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の所在地の変更 ・専用区画の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表1)…① ・運営規程…② ・事業所の平面図 (専用区画の変更の場合は変更前と変更後の平面図) ・事業所内外の写真(専用区画の変更の場合は変更箇所の写真) ・案内図…③ ・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類…④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の連絡先(電話番号等)にも変更がある場合は、変更届出書にその旨記載してください。 ・専用区画のみ変更の場合は、左記①~④は不要。 ・左記④は、移転後も適用となる旨がわかる書類。(異動届等) <p>※市(町)外へ移転する場合、指定権者が変わりますので、廃止⇒新規となります。3+</p>

変更する事項		添付書類	留意点
3	申請者(法人等)の名称 申請者(法人等)の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書又は条例等…① ・事業所一覧表 ※届出書に法人等の名称のふりがなを必ず明記してください。 (同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で他のすべての事業所からの届出とみなします。)	<ul style="list-style-type: none"> ・左記①は3ヶ月以内の原本を提出してください。 ・申請者の主たる事務所の連絡先(電話番号等)に変更がある場合は、変更届出書にその旨記載してください。 ・商号変更など、法人の一体性(継続性)が認められる場合は変更になりますが、それ以外は、新規申請となります。
4	申請者(法人等)の代表者の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書又は条例等…① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書…② ・事業所一覧表 (同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で他のすべての事業所からの届出とみなします。)	<ul style="list-style-type: none"> ・左記①は3ヶ月以内の原本を提出してください。 ・左記②は申請者の代表者が新たに就任する場合添付してください。
5	管理者の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表1) ・経歴書…① ・組織体制図…② ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書…③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記①には3ヶ月以内に撮影した写真を貼付けてください。 ・左記②はすべての兼務関係を明確に記載してください。 ・左記③は管理者が新たに就任する場合添付してください。
6	サービス提供責任者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表1) ・経歴書…① ・組織体制図…② ・資格を証する書類 ・実務経験証明書…③ ※サービス提供責任者の人数に増減のあった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数、従業者員数及び1ヶ月あたりのサービス提供時間数【介護保険法分 + 障害者総合支援法分(移動支援含む)】を変更理由欄に明記してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名及び住所の変更については、その内容により必要添付書類を左記より選択してください。 ・左記①には3ヶ月以内に撮影した写真を貼付けてください。 ・左記②はすべての兼務関係を明確に記載してください。 ・左記③はヘルパー2級課程修了者
7	主たる対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表1) ・運営規程 ・指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…① 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者を特定する場合は左記①が必要です。

変更する事項		添付書類	留意点
8	<p>運営規程</p> <p>①営業日・営業時間 サービス提供日 サービス提供時間</p> <p>②通常の事業の実施地域</p> <p>③利用料金</p> <p>④サービス提供責任者の増減</p> <p>⑤従業者の増減</p> <p>⑥上記以外の事項</p> <p>⑦居宅介護における通院等乗降介助の追加</p>	<p>①～④の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表1) <p>⑤の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表1) ・組織体制図 <p>⑥の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表1) ・運営規程 <p>⑦の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表1) ・運営規程 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表 ・通院等乗降介助の実施を申し出る指定居宅介護事業所のサービス提供体制等確認票 ・運転従事者一覧表 ・道路運送法に基づく許可書又は登録証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。 ・⑤のみによる届出は不要です。他の項目の届出時に併せて届け出てください。ただし指定基準に満たなくなる場合はこの限りではありません。 ・⑦通院等乗降介助の算定については、毎月15日までに届出があった場合は翌月1日から、それ以降翌月15日までに届出があった場合は、翌々月1日からの算定となります。 書類不備等で15日までに受付ができなかった場合、適用が遅れることとなります。
9	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表1) ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 	
10	その他(特定事業所加算等) 【郵送又は来庁】	<ul style="list-style-type: none"> ・内容によって、提出いただく書類が異なりますのでご相談ください。 ・介護給付費等算定の変更については、変更届(別紙様式第2号)の提出は不要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容により、必要書類を添付してください。 ・介護給付費等算定の変更については、毎月15日までに届出があった場合は翌月1日から、それ以降翌月15日までに届出があった場合は、翌々月1日からの算定となります。ただし、福祉・介護職員処遇改善(特別)加算を新たに算定する場合は2ヶ月前の末日までの届出が必要です。

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

◎以下の休止届、再開届、廃止届には、日時を予約の上で来庁し、書類を提出してください。

2. 休止届出書の提出について

職員の急な退職等によって、一時的に事業者としての要件を満たさなくなった場合で、かつ事業継続の意思を有する場合等は、休止予定日の1ヶ月前までに次の提出書類を提出してください。

■提出書類

- (1) 休止届出書（様式第2号（第5条関係））
- (2) 休止届（様式第5号（第6条関係））
- (3) 添付書類 ①利用者一覧表（参考様式1）
②各利用者の引継状況等報告書（参考様式2）
③事業再開（6ヶ月以内）に向けての取り組み状況を記載した書類

3. 再開届出書の提出について

前記の休止届出書を提出した事業者が、事業を再開するためには、次の提出書類を提出していただく必要があります。届出の期限は再開日から10日以内となっておりますが、できるだけ事前に届けてください。

■提出書類

- (1) 再開届出書（様式第2号（第5条関係））
- (2) 添付書類 指定に係る記載事項(付表1)、従業員の勤務形態一覧表、組織体制図、従業員の資格証の写し
運営規程
その他（休止理由によって提出していただく書類が異なりますのでお問い合わせください。）

4. 廃止届出書の提出について

事業を廃止する場合は、廃止予定日の1ヶ月前までに次の提出書類を提出してください。

■提出書類

- (1) 廃止届出書（様式第2号（第5条関係））
- (2) 廃止届（様式第5号（第6条関係））
- (3) 指定書の原本
- (4) 添付書類 ①利用者一覧表（参考様式1）
②各利用者の引継状況等報告書（参考様式2）

「廃止・休止・再開届出書（様式第2号（第5条関係）」「廃止・休止届（様式第5号（第6条関係）」は、広域福祉課ホームページから、「利用者一覧表（参考様式1）」「各利用者の引継状況等報告書（参考様式2）」は、大阪府ホームページ（指定障がい福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について）からダウンロードできます。

【変更届（郵送）提出先】

〒562-0014
箕面市萱野5-8-1 箕面市立総合保健福祉センター
池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課 障害事業所担当 宛て

【問い合わせ・来庁予約 電話番号】

072-727-9661（平日 9：00～17：00）

【来庁先】

箕面市萱野5-8-1 箕面市立総合保健福祉センター
池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課